

平成24年11月定例会 総務委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、2名の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、庄野委員から、10月23日から2日間、東京都のPHP研究所及び神奈川県川崎市役所を訪問し、地域主導型の再生可能エネルギーに関する取り組みや、公契約条例についての調査、長池委員からは、10月26日に「かわさきエコ暮らし未来館」を訪問し、地球温暖化対策や再生可能エネルギーなど環境学習への取り組みについて調査するものであります。

いずれも、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第19号 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第20号 徳島県暴力団排除条例の一部改正について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

吉岡警察本部長

9月議会以降の主要施策の推進状況等について御報告申し上げます。

第1点目は、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保についてであります。

本年10月末現在の本県の刑法犯認知件数は5,114件で、前年同期と比べまして、マイナ

ス 282 件、マイナス 5.2 %となっており、減少傾向にあります。

県民に身近な街頭犯罪については、前年同期に比べて減少しております。

街頭犯罪では、自転車盗が約 7 割を占めており、被害の多くが無施錠であることから、県民のかぎかけ意識の向上を図っているところであります。年末に向けては、金融機関等を対象とした強盗事件の発生が懸念されますことから、本年も「年末・年始特別警戒」として、制服警察官による金融機関への立ち寄りなどの街頭活動を強化するとともに、現金護送に携わる警備会社やコンビニエンスストア、外食チェーン等に対する防犯指導を徹底するなど、犯罪の未然防止を図ることとしております。

他方、振り込め詐欺のほか、未公開株や社債、鉱山権利、外国通貨等の金融商品取引をめぐる詐欺等の特殊詐欺の被害が高齢者を中心に拡大しており、本年10月末現在、特殊詐欺の被害認知件数は38件で、被害総額は約 1 億 8,200 万円に上っております。

そのため、ATMや窓口等における声かけなど金融機関と連携した水際対策、被害者となりやすい高齢者等に対する粘り強い広報啓発活動を行うなど、特殊詐欺の被害防止対策を推進しているところであります。

第 2 点目は、重要犯罪等の徹底検挙についてであります。

本年10月末現在、殺人、強盗などの重要犯罪の認知件数は42件で、検挙人員は28人、検挙率は78.6%という状況であります。徳島市内における親子殺人事件の被疑者小池俊一については、平成13年4月の事件発生後、全国に指名手配をして、県警察の総力を挙げて追跡捜査を行ってまいりましたが、去る10月20日、岡山市内において死亡していたことが確認されました。現在、県警察において、逃走中の生活実態等の全容解明に向け、鋭意捜査を進めているところであります。また、社会経済における不正に対する取り組みでは、本年9月に、特別養護老人ホーム元職員による多額業務上横領事件を検挙したところであります。暴力団対策では、徹底した取り締まりにより、本年、山口組傘下の組織を解散に追い込んだところであります。引き続き、改正暴力団対策法を初め、各種法令を駆使し、中枢幹部の検挙、資金源となっている関係企業、共生者などの検挙、排除活動を徹底するとともに、暴力団排除活動に取り組む方々の安全を確保し、事業者、自治体等による暴力団排除活動を積極的に支援するなど、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

第 3 点目は、交通死亡事故の抑止についてであります。

昨日現在、交通事故の発生件数、傷者数及び死者数は、前年同期と比べて減少しております。交通事故死者数は27人で、前年同期と比べて15人、35.7%の減少となっておりますが、亡くなられた方の約 6 割が高齢者であり、死亡事故の半数以上が夜間に発生しております。そこで、薄暮時間帯や夜間において高齢者等が被害者となる交通事故の発生を抑止するため、街頭監視や指導、取り締まり活動をさらに強化するとともに、高齢者世帯訪問指導員等による交通安全教育活動や反射材用品の普及、啓発活動等、高齢者を守る活動を強力に推進しているところであります。

また、年末に向けて飲酒の機会がふえ、飲酒運転による交通事故の増加が懸念されることから、周辺 3 罪と言われる「車両の提供」、「酒類の提供」、「車両の同乗」を含めた

飲酒運転取り締まりを強化し、交通事故の抑止を図ることとしております。

第4点目は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化についてであります。

東日本大震災への対応については、現在、県警察から機動隊員7名を福島県へ派遣しているところであり、本日までに、延べ580日、9,076人を被災地へ派遣しております。また、先日、県から、新たに南海トラフの巨大地震に係る津波浸水想定が公表されましたけれども、県警察として、巨大地震の発生に備え、迅速、的確な初動対応がとれるよう、災害警備用装備資機材の習熟訓練や、防災関係機関と連携した災害警備訓練を実施するなど、緊急事態への対処能力の向上を図っているところであります。これと併行し、今月上旬、岡山県において実施されました中国・四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練に参加し、災害警備活動のさらなる練度の向上と防災関係機関との連携の強化を図ったところであります。

第5点目は、現場執行力と警察活動基盤の強化についてであります。

県民の信頼と期待にこたえる警察活動を確実に遂行するため、職務倫理教養、職員の身上把握、指導等を強力に推進しております。また、急速な世代交代を踏まえ、若手警察官の早期戦力化を図るため、伝承教養、実戦的訓練等を強化しております。

以上、主要施策の推進状況等について御報告いたしました。安全・安心とくしまの実現に向け、今後とも県警察が一丸となって、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、さらなる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

警察職員による不適正照会事案につきまして御報告をさせていただきます。

警察署の20歳代の警察官が勤務中に不適正照会をしていたことで、本年11月8日、減給100分の10、1カ月の懲戒処分といたしました。当該職員につきましては、平成22年1月から平成24年4月までの間、勤務中に内規に違反しまして、公用パソコンから、警察業務に必要な不正照会を行い、個人情報を開覧したものでございまして、事実確認を行い、厳正に処分しました。警察官としてあるまじき行為でありまして、まことに遺憾であります。職員に対する職務倫理教養、指導等を徹底し、再発防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

今井交通部長

私からは、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例案につきまして御説明いたします。

お手元の説明資料1ページをごらんください。

平成23年8月30日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、地域主権を推進するため、自治体へ

の権限委譲等で見直しの必要な関係法律の改正が行われ、警察関係といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称「バリアフリー法」の一部が改正されたところであります。

同法36条第2項には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する設置基準が規定されておりますが、改正前は、「主務省令で定める基準に適合」となっていたものから、本改正により「主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合」とされたことから、各都道府県での条例制定が必要となったところであります。そこで、本議会に条例案を上程いたしまして、御審議をお願いすることとしたものであります。

条例の内容ですが、信号機等に関する基準につきましては、本県の実情、状況等にかんがみ、現在の基準が望ましいことから、これまでどおり、「主務省令で定める基準の例による」といたしました。

具体的な整備につきましては、これまでどおり、信号機では、視覚障害者用付加装置信号、高齢者等感応信号などを整備をすることといたしておりますし、道路標識、標示も規則で示されたとおり、照明灯付横断歩道標識などを整備することといたしております。

なお、条例の施行は、平成25年4月1日を予定いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

植林刑事部長

私からは、徳島県暴力団排除条例の一部改正につき御説明いたします。

お手元の説明資料2ページをごらんください。

平成24年8月1日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正、公布されたことに伴い、当該法律の条文を一部引用しております徳島県暴力団排除条例の一部を改正するものであります。

徳島県暴力団排除条例第4条第1項では、県の責務として、「県は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、その第2項では、「策定及び実施に当たっては、関係機関や暴力団対策法第32条の2第1項の規定により公安委員会から徳島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者等と連携して取り組む」という規定になっております。

このたび改正された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第1項の規定が、第32条の3第1項へとずれが生じたことから改正するもので、実質的な内容の改正はございません。

条例の施行は、条例公布の日から施行となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます

す。

交通事故が2件でございます。

1件目は、平成24年8月2日、板野警察署員が捜査車両を運転中、進路変更をした際、側方を通過していた車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を32万7,080円と決定し和解いたしました。

2件目は、平成24年9月22日、徳島東警察署員が公用二輪車で走行中、前車に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を9万8,485円と決定し和解いたしました。

専決処分のご報告は以上でございます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例を新たに制定するとの提案がございました。

バリアフリー法が改正されて、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する設置基準について、各自治体が条例をつくって定めることができることとしたのですが、今回の案は、今までどおり主務省令を引用したものであるとの説明でございました。今回、主務省令を引用することとした理由と、今後これを、主務省令と違う、徳島県独自の条例に改正する可能性があるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

今井交通部長

今回の法改正は、委員御指摘のとおり、都道府県の実情に応じて信号機等の設置基準を定めるという趣旨、これにかんがみまして、本条例内容を検討いたしました。現在の本県の交通情勢等から主務省令の内容が妥当であると判断いたしました。この、当該法令に基づく信号機等の整備につきましては、整備地区というのを各県ごとに指定しておりまして、本県におきましては徳島駅の半径1キロメートルの範囲でございまして、この地区における信号機等の整備の基準ということでございまして、現在の交通実態等から主務省令の内容が妥当であると判断したもので、今後、本県の道路交通の状況等々十分勘案して、推移を見守っていきたいと考えております。

喜多委員

駅周辺半径1キロの中で、高齢者とか障害者に対応するバリアフリーの信号機が、現在

どのくらい設置されておるのかお尋ねをいたします。

今井交通部長

本県の重点整備地区でございます徳島駅周辺地域における同法の規定に基づく信号機等の整備状況につきましては、平成24年、本年3月末現在でございますが、視覚障害者用付加装置信号、これは、音響付スピーカーにより、主道路が「ピヨピヨ」、従道路が「カッコー」という音声で青信号を知らせるものでございますが、これにつきましては43の交差点において整備しております。次に、高齢者等感応信号、これは、専用の押しボタン、それから、あらかじめ持参しております発信器を操作することによって、高齢者、障害者等の横断のための青信号、この時間が延長されるものでございます。これにつきましては、7交差点。それから、待ち時間表示装置、これは5交差点。歩車分離式信号、駅前のスクランブル交差点等でございますが、これが4交差点。照明灯付横断歩道標識11箇所などの整備をしているところでございます。

喜多委員

徳島駅の半径1キロメートルの範囲に限ってということですが、多くの対応型の信号機等が設置されておって、冒頭でも本部長から説明がありましたように、交通事故の減という大きな成果を挙げておる1つの要因ではないかと思っております。

今後その、いわゆるバリアフリー法に基づく信号を、駅半径1キロだけでなしに、高齢者の多い地区とか、要望が多い地区とか、また駅周辺以外でも、高齢者等の事故が多い地区等について、設置してほしいなと思うんですけれども、今後の対応について伺いいたします。

今井交通部長

県警察におきましては、高齢者、障害者の交通事故防止を図るために、従前から高齢者感応信号機等の整備を行っておりまして、先ほど申しました徳島駅周辺の重点整備地区以外におきましても、本年3月末現在であります。視覚障害者用付加装置信号、これについては、103の交差点において整備しております。また、高齢者等感応信号につきましても、72の交差点において整備を図っております。今後の設置要望につきましても、現場の交通実態等を踏まえ、交通事故防止に効果的な安全施設の整備を図っていく考えであります。

喜多委員

高齢者、障害者への対応は特に大事であるという観点から、今後とも設置をお願いしたいと思います。40年前、50年前は、交通事故の死者が、全国で1万5,000人とか、6,000人とか言われました。今は、5,000人を切っています。毎日の地道な努力と、そして、道路や信号機を含めた整備の成果だろうと思っております。特に、高齢者や障害者について

は、思うように移動できない場合も多いことから、いろいろな施策を今後とも続けられて、交通事故による死者数ゼロに向かって今後とも頑張っていただきたいなということを要望して終わります。

古田委員

県が10月31日に発表した新たな津波による浸水予測を受けて、浸水が予想される警察施設がどれくらいあるのか。また、その対策をお伺いしたいと思います。2メートルも3メートルも浸水するところでは、やっぱりかさ上げとか移転も含めて、対応していかなくてはいけないと思うんですけれども、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

國平警務部参事官兼会計課長

先般、知事部局が示した最大規模の津波による浸水想定では、警察本部と本部関連の6施設のうち5施設、警察署では、15施設中6施設、交番、駐在所では133施設のうち45施設、宿舎では76棟のうち40棟が最小30センチメートルから最大10メートルの浸水被害を受ける想定であります。

それから、浸水が予想される施設への対応いかんという御質問でございますが、今回公表されました津波想定は最大クラスの地震を想定したほか、護岸とか、堤防等の耐震性を厳しく評価した結果であると承知しております。今後の地震対策につきましては、2つのレベルの津波を想定して対策を講じる必要があると思います。その1つは、今回公表された想定のように、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、レベル2、通称L2であります。これに対しては、施設のハード面により被害の軽減を図り、これを越えるものにつきましては、避難を中心とするソフト対策を実施するというものであります。

他方、数十年から百数十年の比較的発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらすレベル1に対しましては、施設の効果が発揮できるような建造物への改良を検討していくというものであります。

県警察におきましては、警察本部や警察署等の庁舎の防災機能の強化に向けて施設整備を推進していくこととしておりますが、今回公表されました最大津波のレベル2クラスの津波が発生する可能性があることを踏まえて、関係行政機関等と連携の上、避難、誘導等のソフト施策も推進していきたいと考えております。

古田委員

それぞれの警察施設というのは、災害が起こったとき、一番活躍していただいているので、ぜひそういったことも含めて、万全の対策をしていただきたいと、お願いしておきたいと思います。

それと、今も報告がありましたが、20歳代の鳴門署の警察官が、2年間に不正照会を500件もしていたという問題です。4月11日に不正照会をしてるのを見た上司が気づいた

ということですが、そういったことが、なぜ2年間もわからなかったのか。それと、知人とか、親戚の人とかいろんな人の住所や生年月日を調べたということが書かれています。外部へ漏らすなど、不正な使用はしていないという報道ではあるんですけども、そういったものはやっぱりコピーするなど、何かに使っているのではないかと予測がされるのですが、そういったことは全くなかったのか。

公表するまでも時間がかかってますよね。そのあたりのことを、もう少し詳しく経過をお聞かせいただけたらと思います。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

委員からは2点御質疑をいただいております。まず、なぜ気づかなかったのか。それと、その関連で公表まで長時間かかったのはなぜか。それと、情報漏えいはなかったのか、この2点でございます。今回4月11日に上司が発見しましたが、通常この個人照会等については、通常業務の中で警察官としては当然やっておるべきこととございまして、今回この不正照会について、十分確認ができてなかったというのが、発見できなかったという理由でございます。

それと、情報漏えいの関係でございますが、部外への情報漏えいの有無につきまして、先ほど申しましたとおり、時間をかけて徹底した調査を行ったところでございます。知り得た情報を部外に漏らした事実は確認されておられません。

古田委員

不祥事は前にもありました。警察官の不祥事が続いているように思うんです。今回は1カ月10分の1の減給ということで処分しましたということなんですけれども、いつも不祥事が起こると、再発防止、一生懸命やっていますということを言われます。けれども、こんなふうが続くと、言葉だけになってしまっているのではないかと考えてしまうんです。それと、減給処分というのが少し甘いのではないかとと思うんですけれども、その点はどのようにお考えなのか、今後どのように、再発防止のために具体的にされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

今回の処分につきまして、100分の10、1カ月という処分を出しております。これに関しましては、これまでの調査結果に基づきまして、厳正にやったものでございまして、今回の処分については適正と考えております。

それと、再発防止策でございますが、今回は照会業務についての事案でございまして、照会業務につきまして、個々の職員の照会状況に対する幹部のチェック、これをこのたび強化いたしております。また、個々の職員に対しまして、個人情報や初めとする情報セキュリティの重要性等について、指導教養を徹底しまして、同種事案の発生を防止するものであります。

古田委員

間違っただけの人たちを検挙したり、正していくというのが警察官の役割だと思いますので、その警察官が間違っただけのことをされるということがないよう、一層取り組んでいただきたいと要望して終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時07分）